

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月12日

月曜日

第4325号

## 目次

### 公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

### 告示

○指定障害児通所支援事業者の指定 2

○指定障害福祉サービス事業者の指定 3

○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 3

○道路の区域変更 5

○道路の供用開始 5

○指定管理者の指定 6

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 6

### 公告

○平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 7

## 規則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月12日

富山県公安委員会委員長 久和 進

### 富山県公安委員会規則第4号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表刑事企画課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次のように加える。

(9) 通信傍受に関すること。

### 附則

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

### 富山県告示第105号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成30年3月1日	1650100405	有限会社お達者くらぶ	滑川市中川原 350番地 1	放課後等デイサービスほっぷ・すてつぷ	富山市大泉本町1丁目4-14

### 富山県告示第106号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援、就労継続支援B型	平成30年3月1日	1610400176	株式会社オレンジ	富山市四ツ葉町22番23号	魚津オレンジ	魚津市北鬼江 142番1号

## 富山県告示第107号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
谷川 孝史	整形外科	谷川クリニック	下新川郡入善町入膳7726	平成30年3月1日
島樋 茂	内科	南砺市民病院	南砺市井波 938番地	平成30年3月1日
大浦 誠	内科	南砺市民病院	南砺市井波 938番地	平成30年3月1日

## 富山県告示第108号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 宇奈月大沢野線	魚津市鹿熊字地獄谷69番3 から	変更前	最大 8.7 最小 6.9	151.6	新川土木 センター
	魚津市鹿熊2557番2まで	変更後	最大 10.4 最小 9.7	151.6	
県道 坪野湯上線	魚津市稗畠字小坂 391番2 から	変更前	最大 25.7 最小 8.0	333.6	新川土木 センター
	魚津市稗畠字小坂 370番2 まで	変更後	最大 23.7 最小 8.0	326.3	
県道 魚津生地入善線	黒部市石田新字岡 739番1 地先から 黒部市石田新字岡 739番2 地先まで	変更前	最大 6.4 最小 6.4	6.3	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市石田新字岡 739番5 から 黒部市石田新字岡 739番6 まで	変更後	最大 10.3 最小 6.4	6.3	
県道 堀岡新明神能 町線	高岡市吉久一丁目2523番3 から	変更前	最大 15.2 最小 11.6	128.0	高岡土木 センター
	高岡市吉久一丁目2374番2 まで	変更後	最大 18.7 最小 12.3	128.0	
県道 入善宇奈月線	下新川郡入善町新屋 819番 から	変更前	最大 9.0 最小 5.1	413.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町新屋1521番 まで	変更後	最大 23.4 最小 13.6	413.0	
国道 471号	富山市八尾町切詰字東瀬戸 13番地先から 富山市八尾町切詰字東瀬戸 13番地先まで	変更前	最大 19.3 最小 3.3	542.8	富山土木 センター
	富山市八尾町切詰字東瀬戸 14番2から 富山市八尾町切詰字東瀬戸 13番1地先まで	変更後	最大 24.2 最小 3.3	540.8	

## 富山県告示第109号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 宇奈月大沢野線	魚津市鹿熊字地獄谷69番3から 魚津市鹿熊2557番2まで	平成30年3月12日	新川土木センター
県道 坪野湯上線	魚津市稗島字小坂 391番2から 魚津市稗島字小坂 370番2まで	平成30年3月12日	新川土木センター
県道 魚津生地入善線	黒部市石田新字岡 739番5から 黒部市石田新字岡 739番6まで	平成30年3月12日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 堀岡新明神能町線	高岡市吉久一丁目2523番3から 高岡市吉久一丁目2374番2まで	平成30年3月12日	高岡土木センター
県道 入善宇奈月線	下新川郡入善町新屋 819番から 下新川郡入善町新屋1521番まで	平成30年3月12日	新川土木センター 入善土木事務所
国道 471号	富山市八尾町切詰字東瀬戸14番2から 富山市八尾町切詰字東瀬戸13番1地先まで	平成30年3月12日	富山土木センター

## 富山県告示第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称  
富山県21世紀の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会 富山市八尾町庵谷10番地
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 富山県告示第111号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営相ノ木中部南地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営相ノ木中部南地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成30年3月12日から  
平成30年4月10日まで
- 3 縦覧の場所  
上市町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、

富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~

## 公 告

~~~~~

### 平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第108号）第13条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、富山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月12日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 試験日及び時間

##### (1) 学科の試験

###### ア 二級建築士試験

平成30年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

###### イ 木造建築士試験

平成30年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### (2) 設計製図の試験

###### ア 二級建築士試験

平成30年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

## イ 木造建築士試験

平成30年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

## 2 試験地

## (1) 二級建築士試験（学科の試験）

射水市黒河5180 富山県立大学

## (2) 二級建築士試験（設計製図の試験）

富山市桜町1-4-20 富山大原簿記公務員医療専門学校

## (3) 木造建築士試験（学科の試験、設計製図の試験共通）

射水市黒河5180 富山県立大学

## 3 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

## (1) 郵送による受験申込

## ア 受付期間

平成30年4月2日（月）から4月16日（月）までの15日間

## イ 申込方法

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

## (2) インターネットによる受験申込

## ア 受付期間

平成30年4月9日（月）から4月16日（月）までの8日間

## イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

## ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申込みこと。

## (3) 受付場所における受験申込

## ア 受付場所

富山市安住町7番1号 富山県建築設計会館2階 公益社団法人富山県建



## 築士会

## イ 受付期間

平成30年4月19日（木）から4月23日（月）までの5日間

## ウ 受付時間

午前10時から午後5時まで

## エ 申込方法

受付場所に受験申込書を直接持参して申込みこと。

## 4 合格者の発表

## (1) 学科の試験の合格者の発表

## ア 二級建築士試験

平成30年8月21日（火）頃

## イ 木造建築士試験

平成30年9月4日（火）頃

## (2) 設計製図の試験の合格者の発表（二級建築士、木造建築士試験共通）

平成30年12月6日（木）頃

## 5 その他

## (1) 郵送による受験申込については、以下ア、イ又はウに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

ウ 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

## (2) インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

(3) 「設計製図の試験」の課題は、平成30年6月6日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）にお

いて公表する。

- (4) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。